平成２２年（フ）第１５８１号
広島市安佐南区沼田町大字伴9022番地
債務者　的場　博之
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成23年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
鹿児島県姶良市西餅田1977番地５
債務者　藥丸　幸博
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483の１　県営明石金ヶ崎鉄筋２号52号、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町野添城３丁目６番26号
債務者　高松　士朗
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地５
債務者　小鶴陽一郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９０６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５丁目１番８―308号、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目13番６号
債務者　山根　佳昭
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０７号
埼玉県ふじみ野市西１丁目13番11号
債務者　大山喜與治
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８６４号
大阪市住吉区杉本２丁目32番20号
債務者　寺島　大藏
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７９号
兵庫県尼崎市戸ノ内町４丁目４番１―102号山川ツル子方、住民票上の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―315号
債務者　山川　宗孝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３６１号
山形市大字漆山2504番地４
債務者　二瓶　重子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６２号
山形市大字上東山492番地
債務者　酒井　忠治
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６９号
山形市桜町５番17号　コーポ桜町Ａ５号、前住所山形市城西町４丁目17番18号
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８４号
山形市小立４丁目７番22号　レピュート平清水Ｃ101号
債務者　遠藤　敬奈
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８６号
山形市西田２丁目23番３号　グランデュール西田Ａ棟Ａ号
債務者　佐藤　勇二
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８７号
山形市八日町１丁目３番50―607号　メゾン蔵王、前住所山形市旅篭町３丁目３番36―403号
債務者　スナックくにこと　内藤久仁子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８１号
函館市八幡町15番３号
債務者　石渡恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
函館地方裁判所